

受理番号	受理年月日	件名及び要旨	提出者	紹介議員氏名	付託委員会名	議決結果
23年第10号	23.9.22	<p>県民の安全で安心な社会環境をつくる為に蔓延する刺青(入れ墨)・アートメイク等含む感染被害を未然に防ぐ為衛生基準を設ける条例制定を求める請願</p> <p>日本が誇る大切な伝統文化である『日本伝統刺青』は、江戸時代からの伝統や文化的背景から発生した体の装飾として受け継がれ、日本文化に於いて、歴史や伝統技芸の継承なども含め、国際的な評価も高く、多くの賞賛と尊敬を受けている。</p> <p>正規の刺青(入れ墨)師は、日本国憲法を遵守し、様々な自主規制(最低基準)を設け、青少年(18歳未満)への「刺青の強要(強要罪)」「刺青の勧誘」「刺青の補助(紹介・あっせん)」などの「行為」の禁止は当然の事ながら、身分証明書の確認及びコピー・同意書に記入してもらい、厳重にチェックしている。</p> <p>衛生管理(オートクレーブ・超音波洗浄器・滅菌庫等の使用)・感染対策として使用済の針等は、行政機関から委託されている特別管理産業廃棄物業者の感染性一般廃棄物(バイオハザード)の容器に破棄し、業者の方に委託して処分するなどの対策を行い、県知事に対して産廃管理状況報告書などを提出している。</p> <p>又、動物由来感染症(直接人にうつる直接伝播と、感染源動物と人間との間に何らかの媒介物が存在する間接伝播の二つある)等の感染がある為、スタジオで動物を飼っていない事。などの感染対策を重視してやっている。</p> <p>彫り師・刺青師として、確定申告をやり、商標登録・法人化により、銀行・信販会社・国民生活金融公庫等も融資をしていた。又、10年以上も前であるが、保健所などによる衛生指導等を望み、お願いしてきたが、異例の内容との事で受理して頂けないのが現実問題である。</p>	個人	狩野岳也	保健福祉	不採択 平成24年 第2回 定例会

	<p>インターネットの普及により、簡単に道具などが手に入り、安易に始められる事から、技術や知識もなく、医療機器を持たない、利益ばかり追求する似非・モグリ・素人刺青師の類が横行して、使用済み針の使い回しで、肝炎やエイズへの感染、法令や条例も分からずに未成年者に刺青を施術するトラブルが多発しているのが現実問題である。</p> <p>平成 23 年 1 月 11 日に厚生労働省医政局医事課企画法令係より、去年に請願提出した【請願受理番号：22 年 11 号 (H23. 1/7：請願審議未了)】の請願内容に関して、法令強化の為に茨城県に対しては、刺青に対する感染被害を未然に防ぐ為に衛生基準を設ける条例に関して、特別に許可をする姿勢でいる。と解答を頂いた。</p> <p>しかし茨城県保健福祉部は、厚生労働省の名前を不正使用してまでも感染被害問題から逃げだしていたので平成 23 年 9 月 9 日に厚生労働省医政局医事課企画法令係に確認すると、茨城県に対して後押しなどした事は無い。それどころか「茨城県で衛生基準を設ける事は構わない。」と、再度、見解を頂く。尚且つ、内閣府でも刺青団体を認可している事実を茨城県には伝えてある。しかし、保健福祉部の行政レベルや知識が無い為、感染被害者続出に対して容認しているのが茨県の見解だと言いきってしまう。</p> <p>今までの経緯について厚生労働省の方には納得して頂いている。</p> <p>全国初の【刺青による感染被害を未然に防止する為の衛生基準】を茨城県で新設し、条例の内容も国や都道府県が参考にしたいという条例をつくり、【モデル条例】と呼ばれるようにして、日本が誇る大切な伝統文化として、日本伝統刺青を導いていく為にも、具体的な衛生基準を設け、各、刺青業務の営業所につき、医療機器等の設備確認・適切な使用要綱指導・イベント会場での取締り(未成年者の出入り・薬物の売買)を徹底強化する事で、青少年や県民の皆さんに対して、似非・モグリ・素人の類に対して、かなり多くの規制が出来、【感染被害の減少】【未然の犯罪抑制】が出来ると思う。</p>				
--	--	--	--	--	--

蔓延する刺青（入れ墨）・アートメイク等含む感染被害を未然に防ぐ為に、刺青（入れ墨）に関する衛生管理や感染対策に詳しい請願者を【感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律】第1章第3条（国及び、地方公共団体の責務）に基づき特別指導員として採用して、県民の安全で安心な社会環境をつくる為、県民への感染被害の未然防止や減少、未然の犯罪抑制を目的として、刺青（入れ墨）に関する衛生基準を設ける本条例の制定の実現を切に願う。

記

- 1 茨城県の県民の皆さんに安全で安心な社会環境をつくる為に、【刺青による感染被害を未然に防止する為の衛生基準】を全国初で条例を新設し、条例内容も国や都道府県が参考にしたいという条例をつくり【モデル条例】と呼ばれるようにして、感染被害の減少や未然の犯罪抑制の為に、本条例の制定の実現を切に願う。